

緊急事態応急対策委員の選考

令和 5 年 3 月 6 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、緊急事態応急対策委員を任命するに当たり、別紙 2 を委員の候補者とするものの了承について諮るものである。

2. 緊急事態応急対策委員について

緊急事態応急対策委員は、原子力規制委員会設置法第 22 条第 1 項の規定に基づき、原子力緊急事態における応急対策に関する事項を調査審議させるために、学識経験のある者のうちから、原子力規制委員会が任命する。定員は 40 名以内、任期は 2 年とし再任することができる。

3. 緊急事態応急対策委員の選考について

(内容は非公開)

4. 今後の予定

本日、別紙 2 を委員の候補者とするについて了承が得られれば、各委員候補者に承諾の意向を確認し、後日改めて原子力規制委員会の場において緊急事態応急対策委員の任命を決定いただく。

<別紙、参考>

- 別紙 1 緊急事態応急対策委員(令和 3 年 6 月 1 日～令和 5 年 5 月 31 日)
- 別紙 2 緊急事態応急対策委員候補者(案)(非公開)
- 別紙 3 緊急事態応急対策委員新任候補者(案)(非公開)
- 参考 1 原子力規制委員会設置法(平成 24 年法律第 47 号(抄))
- 参考 2 緊急事態応急対策委員の職務について
- 参考 3 緊急事態応急対策委員の職務に関する細則

緊急事態応急対策委員
(令和3年6月1日～令和5年5月31日)

【原子炉等関係】 8名（敬称略、50音順）

うすい ひでかず
薄井 秀和

東芝エネルギーシステムズ株式会社
取締役 原子力技師長

おおうち ゆういちろう
大内 祐一郎

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
敦賀廃止措置実証部門 敦賀廃止措置実証本部
使用済燃料プロジェクト推進室長代理

すとう としゆき
須藤 俊幸

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料・バックエンド研究開発部門
核燃料サイクル工学研究所
特命専門職

とのいけ こうたろう
外池 幸太郎

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
経営企画部 次長

まつうら まさよし
松浦 正義

日立GEニュークリア・エナジー株式会社
主管技師長

まるやま ゆう
丸山 結

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全研究・防災支援部門 安全研究センター
副センター長
(兼) 原子炉安全研究ディビジョン長

やまぎし まこと
山岸 誠

三菱重工業株式会社
原子力セグメント 主幹プロジェクト統括

よのもと たいすけ
与能本 泰介

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全研究・防災支援部門 安全研究センター
特別専門職

【放射線防護等関係】 8名（敬称略、50音順）

あかし まこと
明石 眞言

学校法人青葉学園 東京医療保健大学
東が丘看護学部 看護学科 教授

あさり やすし
浅利 靖

学校法人北里研究所 北里大学副学長・
医学部長・教授
同法人 北里大学病院 救命救急・災害医療
センター長

すずき げん
鈴木 元

学校法人 国際医療福祉大学クリニック
院長兼教授

たけいし みのる
武石 稔

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全研究・防災支援部門
原子力緊急時支援・研修センター
防災支援研修ディビジョン 専門研修グループ
嘱託（テクニカルアドバイザー）

ほそい よしお
細井 義夫

国立大学法人 東北大学大学院医学系研究科 教授

やまぐち よしひろ
山口 芳裕

学校法人杏林学園 杏林大学大学院医学研究科
外科系専攻救急医学分野 教授
同法人 杏林大学医学部附属病院
高度救命救急センター センター長兼診療科長

よこやま くにひこ
横山 邦彦

白山石川医療企業団 副企業長
（兼）公立松任石川中央病院 甲状腺診療科／
PET センター長

よしざわ みちお
吉澤 道夫

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究部門 原子力科学研究所
副所長

原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）（抄）

（緊急事態応急対策委員）

第 22 条 原子力規制委員会に、原子力規制委員会の指示があった場合において、原子力災害対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定する原子力緊急事態における応急対策に関する事項を調査審議させるため、政令で定める員数以内の緊急事態応急対策委員（以下「応急対策委員」という。）を置く。

- 2 応急対策委員は、学識経験のある者のうちから、原子力規制委員会が任命する。
- 3 応急対策委員は、非常勤とし、その任期は、2 年とする。
- 4 応急対策委員は、再任されることができる。

緊急事態応急対策委員の職務について

原子力規制委員会設置法第22条第1項の規定に基づいて置かれる緊急事態応急対策委員（以下「対策委員」という。）について、その任務、行動等について次のように定める。

1. 対策委員の任務

対策委員は、原子力規制委員会の指示を受け、以下の任務を行う。

- (1) 原子力災害対策本部その他の関連機関への情報提供の要請を行う等により、必要な情報の収集を行うとともに情報の分析等を行う。
- (2) 事態に即応して技術的側面から必要な緊急事態応急対策について検討する。
- (3) 原子力施設事態即応センター（以下「即応センター」という。）及び緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）に派遣した対策委員からの調査報告又は意見等の情報を受けて必要な検討を行い、原子力規制委員会が行う、緊急事態応急対策に関する技術的事項の検討に関して支援を行う。
- (4) 即応センター及びオフサイトセンターに派遣された対策委員は、原子力災害現地対策本部、地方公共団体、原子力事業者等の協力の下、発災現場の情報の収集・分析等を行い原子力規制委員会委員長（以下「規制委員長」という。）へ調査報告又は意見具申を行うとともに、原子力災害現地対策本部、地方公共団体、原子力事業者等が実施する緊急事態応急対策に対し必要な技術的助言を行う。

2. 対策委員の招集

対策委員は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項に規定される事象（以下「特定事象」という。）の発生の通報を受けた場合又は規制委員長が必要と認めた場合に、規制委員長が招集する。

3. 対策委員の現地への派遣

規制委員長は、特定事象の発生の通報を受けた場合には、対策委員のうち必要な者を即応センター及びオフサイトセンターに派遣する。

4. 対策委員の協議等

対策委員は、規制委員会の指示を受け、自らの派遣先において、必要な任務を行う。当該任務を遂行するため必要があると認められる場合は、別の対策委員と協議を行うこと、及び関係行政機関の職員その他専門家の意見又は説明を求めることができる。

5. 対策委員の招集の解除

原子力規制委員会は、特定事象の収束の状況等を踏まえ、招集を解除する。

6. その他

この決定に定めるもののほか、対策委員の招集、運営、訓練等に関し必要な事項は、規制委員長が定める。

附 則

この文書は平成24年9月19日から施行する。

緊急事態応急対策委員の職務に関する細則

1. 緊急事態応急対策委員の職務等

(1) 緊急事態応急対策委員の招集

緊急事態応急対策委員（以下「対策委員」という。）の招集のため、以下の対応をとる。

- ① 警戒事象（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項に規定される事象（以下「特定事象」という。）には該当しないがこれに至る可能性のある事象。以下同じ。）が発生した場合、次のとおり対応する。

i) 原子力規制庁長官官房緊急事案対策室（以下「担当課」という。）は、直ちに、あらかじめ定められた対策委員へ当該事象の状況を連絡するとともに、当該対策委員の所在する位置を確認し、連絡及び参集が可能な状態で待機するよう要請する。

ii) 担当課は、警戒事象の状況の進展により、必要に応じて、あらかじめ定められた対策委員以外の対策委員にも連絡及び参集が可能な状態で待機するよう要請する。

- ② 特定事象が発生した場合、次のとおり対応する。

担当課は、原子力規制委員会委員長（以下「規制委員長」という。）による対策委員の招集の指示を受け、次の対応をとる。

i) 対策委員へ特定事象の状況を伝えるとともに招集を連絡する。

ii) ① i) において確認した対策委員の所在する位置を考慮した上で、対策委員に対し、原子力規制委員会、原子力施設事態即応センター（以下「即応センター」という。）又は現地の緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）への参集を要請する。

- ③ ①及び②に規定する招集を円滑に行うため、担当課は平時から次のとおり準備を行う。

i) 警戒事象が生じた場合において、連絡及び参集が可能な状態で待機するよう要請すべき対策委員を、警戒事象の状況、原子力施設等に応じ、あらかじめ定めておくとともに適宜見直しを図る。

ii) 対策委員の緊急時通信連絡体制、移動手段その他必要な事項についてあらかじめ定めておくとともに適宜見直しを図る。

(2) 対策委員が行う調査審議

原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）に招集した対策委員を本部対策委員、オフサイトセンターに派遣した対策委員を現地対策委員、即応センターに派遣した対策委員を事業

者対策委員と称する。

① 本部対策委員

本部対策委員は、原子力災害対策本部長に対して必要に応じて原子力規制委員会が行う助言等を検討するため、現地対策委員及び事業者対策委員と緊密な連絡をとりつつ、次に掲げる事項に関する調査審議を行う。

- i) 原子力施設等における事故の状況に関する事項
- ii) 原子炉で発生した事故等の収束のために講ずべき必要な措置に関する事項
- iii) 避難その他の住民の防護措置に関する専門的・技術的事項
- iv) 緊急時モニタリングの実施に関する事項
- v) 被ばく医療の実施に関する事項
- vi) 広報及びリスクコミュニケーションに関する事項
- vii) その他規制委員長が必要と認める緊急事態応急対策の実施に関する専門的・技術的事項

② 現地対策委員

現地対策委員は、原子力災害現地対策本部、地方公共団体及び原子力事業者等の協力の下、本部対策委員及び事業者対策委員と緊密な連絡を取りつつ、オフサイトセンターにおいて次に掲げる事項に関する調査審議を行う。

- i) 事故が発生した原子力事業所の周辺における状況の調査・分析に関する事項
- ii) 住民避難及び屋内退避の実施のために必要な事項
- iii) 安定ヨウ素剤の配布及び服用の方法に関する事項
- iv) 緊急時モニタリングの実施体制、実施状況及び方針に関する事項
- v) 被ばく医療の実施体制、実施状況及び方針に関する事項
- vi) スクリーニングの実施体制、実施状況及び方針に関する事項
- vii) その他規制委員長が必要と認める緊急事態応急対策の実施に関する専門的・技術的事項

③ 事業者対策委員

事業者対策委員は、原子力事業者等の協力の下、本部対策委員及び現地対策委員と緊密な連絡をとりつつ、即応センターにおいて次に掲げる事項について調査審議を行う。

- i) 原子力施設における事故の原因究明、状況把握及び進展予測に関する事項
- ii) 原子炉で発生した事故等の収束のために講ずべき必要な措置に関する事項
- iii) 原子力事業所における作業員の被ばく状況及びその対応に関する事項
- iv) その他規制委員長が必要と認める緊急事態応急対策の実施に関する専門的・技術的事項

(3) 国立機関、特殊法人等による支援

対策委員は、必要に応じ、関係国立機関及び特殊法人等に組織を支援する業務（緊急時モニタリン

グの実施に関する事項等) を依頼するとともに原子力事業者、メーカー等にも必要な支援を依頼する。

(4) 対策委員及び関係行政機関以外の者の組織会合への出席等

対策委員は、必要と認める場合には、対策委員及び関係行政機関の職員以外の専門家に意見又は説明を求めることができる。

2. 対策委員を支援する事務体制

本部対策委員はE R Cに所在する原子力規制庁職員が、現地対策委員はオフサイトセンターに所在する原子力規制庁職員が、事業者対策委員は別に派遣される原子力規制庁職員が、事務的な支援をそれぞれ行うものとする。

3. 担当課に常備する基本資料

担当課は、関係省庁等の協力を得て、助言の検討に必要な次の資料を常備しておく。

- (1) 原子力事業者を含む防災業務組織の体制に関する資料、種々の縮尺の周辺地図・人口分布・交通手段（周辺道路・鉄道・ヘリポート等）・特殊施設（医療施設・学校等）等の社会環境に関する資料
- (2) モニタリングポスト、周辺地域の気象等の緊急時モニタリングに関する資料
- (3) 各原子力事業者の原子力事業者防災業務、各施設設置許可申請書、保安規定、施設配置図、施設系統図、施設主要設備等の原子力施設に関する資料
- (4) 関係法令集、安全審査指針集、原子力災害対策指針、防災基本計画、原子力災害対策マニュアル、各自治体の地域防災計画、関係機関の連絡先

4. 訓練等

(1) 訓練

担当課は、組織の招集、設営及び運営について適宜訓練を行う。

(2) 組織会合

平常時において、規制委員長が組織の目的を達成するために必要と認める場合には、情報交換等のために対策委員を招集する。

5. その他この内容については、今後の実情に応じ適宜見直す。

附 則

この文書は平成24年9月19日から施行する。

附 則

この文書は平成26年10月14日から施行する。

附 則

この文書は平成29年7月1日から施行する。